## 「あましんバンキングアプリ」カード再発行利用規定

本利用規定(以下、「本規定」といいます。)は、「あましんバンキングアプリ」(以下、「本アプリ」といいます。)の一機能である「カード再発行」(以下、「本サービス」といいます。)を利用する場合等の取扱いを定めたものです。つきましては、ぜひご一読くださいますようお願い申し上げます。なお、本規定に定めのない事項については、「あましんバンキングアプリ」利用規定、各種預金規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に相違がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

## 第1条 利用条件等

本サービスの利用対象者は、磁気不良、汚損・破損等でご利用いただけなくなったキャッシュカードをお持ちのお客さまのうち、本アプリをスマートフォンにダウンロードのうえ、本規定に同意された方とします。

## 第2条 本サービスの内容および利用

- 1. 本サービスにより、磁気不良、汚損・破損等でご利用いただけなくなったキャッシュカードの再発行の手続きを行うことができます。お客さまが本サービスにより、ご利用いただけなくなったキャッシュカードの再発行を申し込まれた場合、再発行は、当金庫所定の手続きを行った後に行います。
- 2. 次の場合、お客さまは本サービスをご利用いただくことができません。
  - (1)キャッシュカードの盗難・紛失等により、お手元にキャッシュカードをご準備できていない場合
  - (2) 暗証番号相違でキャッシュカードが使えない場合
  - (3) 同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合
  - (4)お客さまが個人のお客さま以外である場合
  - (5)お客さまが日本国外に居住されている場合、またはお引越し等で住所が変わって おり、住所変更のお手続きがお済みでない場合
  - (6) お手元のキャッシュカードが、紛失・盗難等の届出のなされているカードである場合、または、カードローンカード、ダブルストライプカード、その他の当金庫所定の対象外カードである場合
  - (7) 勤務先等へキャッシュカードを送付する場合(ご自宅のみの送付となります。)
  - (8) 申込の氏名、生年月日、住所、電話番号が当金庫への届出と相違している場合
  - (9) その他当金庫所定の事由が認められる場合

## 第3条(変更)

- 1.この規定の各条項は、契約者の一般の利益に適合するとき、または、変更が契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、契約者の合意がなくとも変更できるものとします。
- 2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネットその他適当な方法で公表することにより、周知します。
- 3. 第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用 するものとします。

以上

(2020年7月1日制定)